様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年１０月１８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃわいしーしーじょうほうしすてむ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＹＣＣ情報システム  （ふりがな） いとう　ひでみ  （法人の場合）代表者の氏名 伊藤　秀美  住所　　　　　　〒９９０－００２３  山形県山形市松波４－５－１２  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号　　6390001002380  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組みについて | | 公表日 | ２０２４年１０月１０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  １．デジタル技術の社会への影響 ２．経営ビジョン（DXビジョン） ３．ビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | １．デジタル技術の社会への影響  デジタル技術（AI、IoT、ネットワーク）の発展により当社を取り巻くビジネス環境は急速に変化しています。これから企業が生き残るためには、デジタル技術やデータを活用し、顧客視点で新たな価値を創造することが求められます。当社は製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織、業務プロセス、企業文化・風土の変革に取り組みます。  ２．経営ビジョン（DXビジョン）  当社は情報通信技術の発展とともに常に新しい技術に取り組み、お客様に最適なシステムを提供してまいりました。これからはデジタル技術とデータを活用した新たな顧客価値を創造し、業務プロセス、企業文化、自社サービスやビジネスモデルを変革し、お客様に新しい顧客体験を提供します。自社においてもデジタル技術を活用し、ペーパレス化や業務プロセスの変革を行い、サイロ化した社内データを統合し、意思決定や戦略にデータを活用していきます。  ３．ビジネスモデルの方向性  当社はDX技術を用いて社内業務プロセスの生産性向上を図り、経営資源をDXへ集中することで、競争力強化や新規事業展開を行います。既存ビジネスでも顧客視点でデジタル技術とデータを活用した新しい視点で、生産性向上の実現を図ると共に、顧客の課題解決を支援します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である常勤役員、執行役員で構成する役員会で2024/10/10に承認された内容で、当社のＤＸへの取り組みとして代表取締役社長名でホームページに公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXへの取り組みについて | | 公表日 | ２０２４年１０月１０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  ４．具体的な方策（ＤＸ戦略） | | 記載内容抜粋 | ４．具体的な方策（ＤＸ戦略）  （１）営業活動の効率化とデジタルマーケティングの推進  営業販売システム（自社製作）の顧客情報、商談情報のデータに加えて、顧客・商談ごとの営業活動をデータ化し共有化することにより、営業活動の全体効率化を進めます。  また、メルマガや顧客とのコミュニケーションツールなど、MA（マーケティングオートメーション）を実現し、マーケティング業務の効率化を図ります。  （２）生成ＡＩ活用によるエンジニアリングの生産性向上  生成ＡＩの技術を活用して、社内サーバーに保管された各種ドキュメント（設計・開発・保守）に対する問い合わせ機能を実現し充実させます。  履歴を含んだ膨大なデータから必要な情報を高速に取得することで、エンジニアリングの生産性向上を図り、顧客サービスの向上にもつなげます。  （３）幅広い専門的ＡＩ技術者の育成・拡大  お客様のデジタル化とデータ利活用を実現するためのＡＩ技術者育成を進めます。  幅広いＡＩエンジニア育成を目的に、専門スキル定合格者を増強するための投資を継続的に実施します。  具体的には、（一社）日本ディープラーニング協会が認定する資格のうち、ＡＩ開発者を認定するE資格、広くＡＩリテラシー修得のG検定、生成AIの活用スキルを認定するGenerative AI Testなどの合格者を増強します。また（一社）データサイエンティスト協会が認定するDS検定の取得により、データサイエンティストの増強も進めます。  専門的ＡＩエンジニアは山形県ＡＩ活用アドバイザーとして登録し、地域のＤＸを支援します。  （４）ＢＩツールによる経営ダッシュボードの導入  ＢＩツールの活用により、会計データ、営業見積りデータをもとにした営業状況をリアルタイムに可視化し、営業進捗や収支予測など多面的な分析を可能にします。課題の早期発見による業務改善など、収益性向上のための経営意思決定の精度向上とスピードアップを図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である常勤役員、執行役員で構成する役員会で2024/10/10に承認された内容で、当社のＤＸへの取り組みとして代表取締役社長名でホームページに公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  ５．DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ５．DX推進体制  （１）体制  デジタル技術の適用を全社横断的に支援する部門（ＡＩ開発部）を新設しました。役員会直下の部門とし、全社横断的にＤＸ推進の戦略を推進します。  （２）ＤＸ人材の育成  ＤＸ推進の原動力となる人材の育成と拡大に継続的に取り組みます。  具体的には、Ｅ資格、Ｇ検定、ＤＳ検定、Generative AI Testなどの取得および取得のための研修受講を積極的に進めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  ６．戦略実現のためのＩＴ・デジタル環境整備 | | 記載内容抜粋 | ６．戦略実現のためのＩＴ・デジタル環境整備  （１）ＩＴシステム・デジタル技術  ①営業販売システムの刷新  ②MAツールの導入  ③生成AIによる問い合わせツールの開発  ④ＢＩツールによる経営分析ダッシュボードの運用  （２）教育環境  UdemyBusinessのアカウントを全社員に付与し、自主的な学習の場を設けます。  ※ＤＸ推進のための環境整備投資については年次予算として計画し、継続的に進めます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社のDXへの取り組みについて」 | | 公表日 | ２０２４年１０月１０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  ７．戦略達成の指標 | | 記載内容抜粋 | ７．戦略達成の指標  （１）営業活動の効率化とデジタルマーケティングの推進  新営業販売システムの要件定義から設計・製造、稼働までの工程による進捗管理を行います。  MAツールの選定から導入までのプロセスについてスケジュール管理を行います。  ＜2024年度＞  新営業販売システムの要件定義を完了  MAツールの調査を実施し、導入の方向性を決定  （２）生成ＡＩ活用によるエンジニアリングの生産性向上  生成ＡＩによる問い合わせツールの要件定義から設計・製造、稼働までの工程による進捗管理を行います  エンジニアリングの生産性評価方法を明確にし、継続的な運用が可能なものにします。  ＜2024年度＞  問い合わせツールの開発完了～テスト稼働  （３）幅広い専門的ＡＩ技術者の育成・拡大  修得する受験科目を明確にし、合格者数をもって進捗度を計ります。  ＜2024年度＞  E資格　　２名  G検定　　４名  DS検定　２名  （４）ＢＩツールによる経営ダッシュボードの導入  ＢＩツールの要件定義から設計・製造、稼働までの工程による進捗管理を行います。  ＢＩツール利用による省力化について目標値を設定し、目標に対する進捗度を計ります。  ＜2024年度＞  営業予算に対する進捗管理と通期の収益予測について自動化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年１０月１０日 | | 発信方法 | 当社ホームページ（https://www.yamagata-ycc.co.jp/dx-challenge/）  「当社のDXへの取り組みについて」  ８．ＤＸ戦略の推進状況  にあるURLのPDF（https://www.yamagata-ycc.co.jp/images/DX.pdf） | | 発信内容 | 代表取締役社長が２０２４年１０月１０日付けで情報を発信しています。  取り組み１  「営業活動の効率化とデジタルマーケティングの推進」  ☞　新営業販売システムの開発を担当する部門と開発リーダーを指名し、要件定義に着手しました。  取り組み２  「生成ＡＩ活用によるエンジニアリングの生産性向上」  ☞　生成ＡＩによる問い合わせツールの開発について、ＡＩ担当部門で要件定義に着手しました。  取り組み３  「幅広い専門的ＡＩ技術者の育成・拡大」  ☞　UdemyBusinessのアカウントを全社員に付与し、幅広い教育・研修の場を設けました。  ☞　県や業界関連団体のＡＩ人材育成事業（有償）に積極的に参加し、ＤＸ人材を育成しています。  2024年度の合格者の状況  E資格　　２名  G検定　　１名  DS検定　 ０名  取り組み４  「ＢＩツールによる経営ダッシュボードの導入」  ☞　営業予算に対する進捗管理と通期の収益予測についてドラフト版が稼働し、社内LANのポータル画面から参照可能になりました。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　９月頃　～　２０２４年１０月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果を提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２００４年１０月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ISMS,PMS認証を継続して実施している。   1. ISMS情報セキュリティ認定   情報セキュリティ基本方針を代表取締役社長名で公開し、継続的な見直し、改善を実施している。 適合規格：JIS Q 27001:2013／ISO/IEC27001:2014 登録証番号：JQA-IM0195 登録日：2004年10月15日  登録更新日：2022年10月15日   1. PMSプライバシーマーク認定   個人情報保護方針を代表取締役社長名で公開し、継続的な見直し、改善を実施している。 登録番号：第１１８２０２８９（１０）号  登録日：2004年10月29日  有効期間：2022年10月29日～2024年10月28日 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。